

日本消防設備安全センターの 業務と役割

- 1 日本消防設備安全センターについて
- 2 安全センターの業務紹介
 - 2-1 認定・性能評定・防火水槽・評価等の認証業務
 - 2-2 各種講習業務
 - 2-3 消防防災研究助成金交付事業
 - 2-4 違反是正支援事業
 - 2-5 消防防災に関する国際協力
 - 2-6 消防防災に関する調査研究
 - 2-7 消防関係図書の発行
 - 2-8 月刊フェスク・メールマガジン
 - 2-9 業務の適正化・関係機関との連携



一般財団法人 日本消防設備安全センター
専務理事 平口 愛一郎

1 日本消防設備安全センターについて

1975年 発足

- ①消防防災設備機器等の認定及び性能評定
- ②消防設備点検資格者の養成

現在

- 消防法の規定に基づく登録講習機関・登録認定機関・登録検定機関
- 消防防災に係る多岐にわたる業務を実施

2025年 創立50周年



2 安全センターの業務紹介

2-1 認定・性能評価・防火水槽・ 評価等の認証業務



$$\frac{\alpha^{1/3}}{\rho_s A_{\text{buffer}}} \cdot 0.064 \cdot \frac{5/3 + \frac{1}{H_{\text{buffer}}^{2/3}}}{-3/2}$$



Mmax



13.107
16.838
16.075
10.901
1.799

安全センターが行う**認証業務**について

安全センターでは、様々な消防防災製品やシステム等を認証しております。

本認証業務の(1)および(3)については、**公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）**

より、製品認証機関に関する国際規格である**ISO/IEC17065に基づく認定**を取得しております。



(1) 登録認定

消防法施行規則 3 1 条の 4 の規定に基づく**登録認定機関**として、消防用設備等又はこれらの部分である機械器具が当該消防用設備等又はこれらの部分である機械器具に係る設備等技術基準の全部又は一部に適合していることの認定を行う。

消火設備（19品目）

- ・屋内消火栓及び連結送水管の放水口
- ・スプリンクラー設備等の送水口
- ・合成樹脂製の管及び管継手
- ・ポンプを用いる加圧送水装置
- ・加圧送水装置の制御盤
- ・不活性ガス消火設備等の噴射ヘッド
- ・不活性ガス消火設備等の音響警報装置
- ・不活性ガス消火設備等の容器弁及び安全装置並びに破壊板
- ・不活性ガス消火設備等の放出弁
- ・不活性ガス消火設備等の選択弁
- ・不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備の制御盤
- ・不活性ガス消火設備の閉止弁
- ・移動式の不活性ガス消火設備等のホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリール
- ・粉末消火設備の定圧作動装置
- ・開放型散水ヘッド
- ・パッケージ型消火設備
- ・パッケージ型自動消火設備
- ・金属製管継手及びバルブ類
- ・圧力水槽方式の加圧送水装置

警報設備（1品目）

- ・火災通報装置

避難設備（5品目）

- ・避難はしご
- ・避難ロープ
- ・すべり台
- ・救助袋
- ・中輝度蓄光式誘導標識及び高輝度蓄光式誘導標識

その他（1品目）

- ・総合操作盤

お問い合わせ窓口

一般財団法人日本消防設備安全センター
製品認証部・技術部

mail : gijyutsu@fesc.or.jp

(2) 性能評定

学識経験者、消防機関及び関連工業会等で構成される「消防防災用設備機器性能評定委員会」において、**認定品目以外**の法令に技術基準の定めのない消防防災用設備機器・消防活動用資器材等の性能を評価する。

消火設備	警報設備
避難設備	可撓管継手
消防活動用資器材	防火材等
試験装置	防火安全機器等

(3) 防火水槽

二次製品等防火水槽及び二次製品等耐震性貯水槽が**補助金交付要綱**等に定める規格に適合することを認証する。

(4) 評価業務

① 特殊消防用設備等の性能評価

現行の消防法令で予想しない特殊な技術による消防防災システム、高度な消防防災システム等で、技術基準が定められていないものについて、「**登録検定機関**」として総務大臣認定に係る特殊消防用設備等の性能評価を行う。

⇒ 評価事例：大空間自然排煙設備、NFシステム、複数の総合操作盤を用いた設備 他

② 消防設備システム評価

専門家により構成された「消防設備システム評価委員会」において、防火対象物に設置する消防用設備等の防火安全性能が通常用いられる消防用設備等の防火安全性能と同等以上であると認める評価等を行う。

⇒ 評価事例：緩衝帯を有する接続部、消火システムNN100-2M 他

③ ガス系消火設備等評価

消防法令に基づいて義務づけられる消火設備の代替設備として設置されるガス系消火設備又は消防法令の適用を超えて設置されるガス系消火設備について、**消防法令に規定する基準による場合と同等**の消火性能を有し、安全性が担保されていることの判定を行う。

① 特殊消防用設備等の性能評価

複数総合操作盤

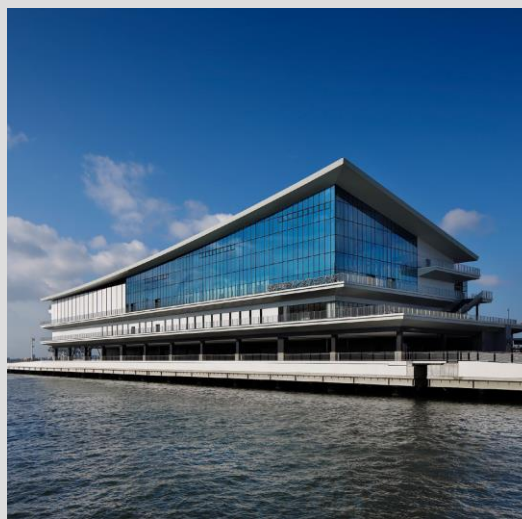


麻布台ヒルズ（2021年度） 虎ノ門ヒルズ（2019年度）

大空間における排煙設備

東京国際
クルーズターミナル⇨
（2017年度）

名古屋市国際展示場
（2019年度）



② 消防設備システム評価

文化財建築物火災抑制自動消火散水システム



Sプロジェクト 旧渋澤家住宅（2023年度）

発報表示装置による感知器発報放送の代替

ウォーターズ竹芝⇨
（2018年度）

ららぽーと福岡
（2021年度）





令和6年度

消防用設備等講演会（オンライン講演会）

「警報設備」

主催：一般財団法人 日本消防設備安全センター
後援：全国消防長会

講演内容	講演者
1 主催者挨拶	日本消防設備安全センター
2 日本消防設備安全センターの業務と役割	
3 最近の予防行政の動向	総務省消防庁予防課
4 「警報設備について」 自動火災報知設備 ・ 自動火災報知設備の概要 ・ 設置基準 ・ 点検等実施時の留意事項 ・ 消防機関へ通報する火災報知設備	日本火災報知機工業会
5 特殊消防用設備等の評価制度等	日本消防設備安全センター
6 旧渋谷邸の自動火災検知放水システム ～特殊消防用設備等評価事例～	清水建設株式会社

配信期間	令和6年10月1日(火)～令和7年2月2日(日)
参加費	無 料 ※通信料は、ご自身の負担となります。
募集対象	消防用設備等の設計者・施工者・点検者、消防職員等
配信場所	日本消防設備安全センターホームページ内 特設サイト
視聴方法	PC・タブレット・スマートフォン等のインターネット端末

【講演会申込み方法】

安全センターホームページから登録
聴講希望登録は令和6年9月2日
(月)10:00から令和7年1月26日(日)
まで申込み可能

配信及び聴講要領については、登録者に対
し個別にメールにて送付
配信期間中いつでも聴講可能

消防防災製品等推奨制度について

消防防災製品等推奨制度は、優れた消防防災製品等の普及促進を図るため、様々な消防防災製品等を推奨している。



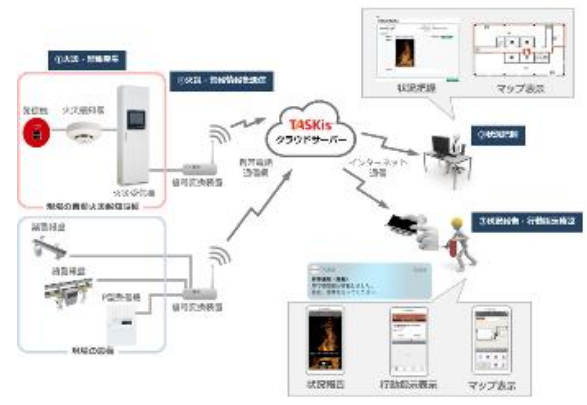
消防防災分野において有効に活用できると認められる製品を推奨し、推奨製品には推奨マークを表示している。

推奨マーク 略式マーク

消防用設備等



情報通信等



出火防止対策



感震ブレーカー等



2-2 各種講習業務



消防用設備等点検報告制度について

【制度の概要】（消防法第 17 条の 3 の 3）

防火対象物の関係者は、消防用設備等又は特殊消防用設備等について、定期的に点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

【点検実施者】（消防法施行令第 36 条第 2 項）

次の防火対象物の消防用設備等は、消防設備士又は消防設備点検資格者に点検をさせなければならない。

- ①延べ面積1,000㎡以上の特定防火対象物
- ②延べ面積1,000㎡以上の非特定防火対象物で、消防長又は消防署長が指定するもの
- ③特定一階段等防火対象物
- ④消防設備士等による点検が特に必要であるものとして総務省令で定める防火対象物【全域放出方式の不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するものに限る。）が設置されているもの】

※ 特定防火対象物とは、百貨店、旅館、病院、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で不特定多数の者又は災害時に援護が必要な者が出入りする施設（消防法施行令別表第 1 の（1）項～（4）項、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（16）項イ、（16の2）項、（16の3）項に掲げる防火対象物）

安全センターが行う講習業務について

安全センターは、消防用設備等及び防火・防災の安全に係る専門技術者を育成するための講習を実施している。

講習業務

消防設備点検資格者講習
(新規・再)

昭和49年6月、消防法の一部改正により、防火対象物における消防用設備等の点検報告制度が創設され、一定の防火対象物に設置されている消防用設備等の点検については、専門的な技術と知識を持った消防設備士又は消防設備点検資格者に行わせることとされた。

安全センターでは、総務大臣の登録講習機関として、第1種（主として機械系統の設備）、第2種（主として電気系統の設備）及び特種（特殊消防用設備等）の消防設備点検資格者講習を、昭和50年11月以降、全国各地で実施している。

防火対象物点検資格者講習
(新規・再)

平成14年4月に消防法の一部が改正され、一定の防火対象物については、消防法令及び火災予防等に係る専門的な知識を有する防火対象物点検資格者が、用途の実態や消防計画に基づく防火管理の実施状況等の火災予防に係る事項も含めて総合的に点検し、その結果を管理権原者が消防機関に報告することとなった。

安全センターでは、総務大臣の登録講習機関として、平成15年1月以降、全国各地で講習を実施している。

防災管理点検資格者講習
(新規・再)

平成19年6月に消防法の一部改正が行われ、一定の防火対象物については、消防計画その他防災管理上必要な業務に関する事項を定期的に防災管理点検資格者が点検し、その結果を管理権原者が消防機関に報告することとなった。

安全センターでは、総務大臣の登録講習機関として、平成21年4月以降、全国各地で講習を実施している。

自衛消防業務講習
(新規・再)

平成19年6月に消防法の一部が改正され、多数の者が利用する一定規模以上の防火対象物については、自衛消防組織を設置し、大規模地震に対する災害対応力の強化を図ることとされ、自衛消防業務講習制度が創設された。

安全センターでは、総務大臣の登録講習機関として、平成21年3月以降、全国各地で講習を実施している。

可搬消防ポンプ等整備資格者講習
(新規・特例・再)

可搬消防ポンプ、非常動力装置及び加圧送水装置等は、消防団、自主防災組織、防火対象物、危険物施設等において、初期消火のための重要な消防用設備等として設けられている。

安全センターでは、平成5年11月以降、当該ポンプ等の点検・整備について必要な知識及び技能を有する者を養成するための講習を自主的に行っている。

オンライン再講習の実施について

1. 令和6年度の実施概要について

■ 講習名称：

第1種、第2種消防設備点検資格者再講習
防火対象物点検資格者再講習
防災管理点検資格者再講習



■ 実施期間：受付期間と受講期間を分けて実施

・第1回目

受付期間：令和6年7月16日（火）～ 令和6年7月29日（月）

受講可能期間：令和6年8月5日（月）～ 令和6年8月19日（月）

・第2回目

受付期間：令和6年9月2日（月）～ 令和6年9月17日（火）

受講可能期間：令和6年9月24日（火）～ 令和6年10月7日（月）

・第3回目

受付期間：令和6年11月5日（火）～ 令和6年11月18日（月）

受講可能期間：令和6年11月25日（月）～ 令和6年12月9日（月）

・第4回目

受付期間：令和7年2月17日（月）～ 令和7年3月3日（月）

受講可能期間：令和7年3月10日（月）～ 令和7年3月24日（月）



オンライン講習申込

消防設備士オンライン講習の実施について

《オンライン講習の概要》

- ・対面講習と同様の講習区分（特殊消防用設備等、消火設備、警報設備、避難設備・消火器）により、オンライン講習を実施
- ・受講申請、講習動画視聴、効果測定採点まですべてオンラインで完結
- ・オンライン講習修了後は、修了証を安全センター事務局承認後にマイページより任意のタイミングでダウンロードが可能。



オンライン講習申込

《動画視聴から効果測定まで簡単受講》

- ・講習動画はオンデマンド配信なので、受講期間中は受講者がマイページより、任意のタイミングで場所に縛られず受講が可能
- ・効果測定も択一式による分かりやすいクリック操作で解答

《Webから簡単申込》

- ・PCやスマホ等のマルチデバイス対応
- ・インターネット環境とカメラ機能で受講が可能
- ・専用アプリのインストールは不要

＜第1回目＞

受付期間：令和6年10月1日(火)～11月18日(月)

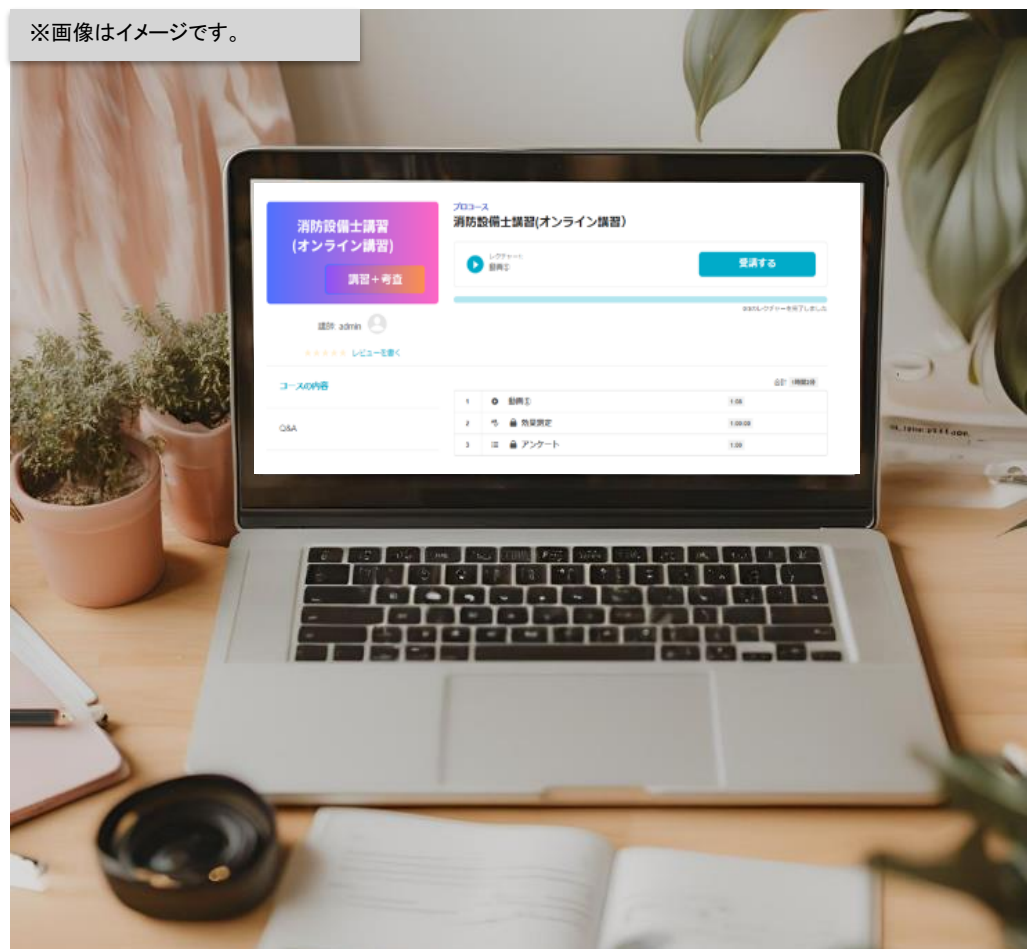
受講期間：令和6年10月8日(火)～12月9日(月)

＜第2回目＞

受付期間：令和7年1月14日(火)～3月3日(月)

受講期間：令和7年1月20日(月)～3月24日(月)

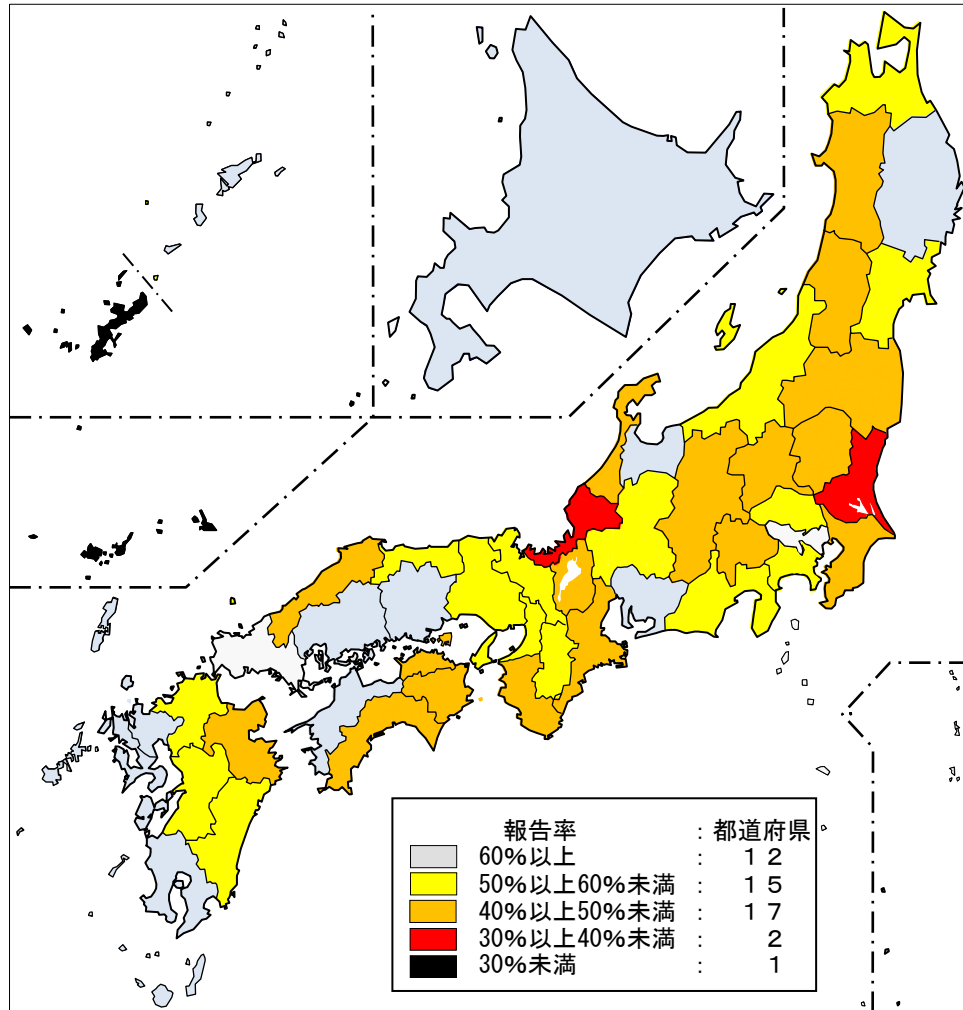
※画像はイメージです。



消防用設備等点検報告率について

消防設備点検報告率(2023年3月31日時点)

都道府県名	点検報告率	前年度比
滋賀県	49.8%	1.0% ↗
京都府	56.1%	3.0% ↗
大阪府	56.6%	1.5% ↗
兵庫県	57.4%	0.6% ↗
奈良県	54.9%	0.0% →
和歌山県	47.5%	4.0% ↗
鳥取県	53.9%	5.0% ↗
島根県	49.9%	1.1% ↗
岡山県	62.8%	3.0% ↗
広島県	68.4%	3.6% ↗
山口県	66.0%	1.0% ↗
徳島県	42.5%	3.2% ↗
香川県	49.4%	3.2% ↗
愛媛県	62.8%	0.6% ↘
高知県	46.6%	0.7% ↘
福岡県	58.8%	1.9% ↗
佐賀県	65.8%	0.3% ↗
長崎県	65.9%	10.2% ↗
熊本県	57.1%	0.2% ↗
大分県	44.0%	2.1% ↗
宮崎県	56.2%	0.8% ↗
鹿児島県	60.6%	0.1% ↘
沖縄県	27.4%	0.6% ↗



都道府県名	点検報告率	前年度比
北海道	60.9%	1.2% ↘
青森県	53.9%	3.2% ↘
岩手県	62.9%	3.1% ↗
宮城県	55.6%	3.2% ↗
秋田県	45.9%	0.5% ↗
山形県	47.5%	0.6% ↗
福島県	43.7%	1.9% ↗
茨城県	34.2%	2.7% ↘
栃木県	42.3%	2.3% ↘
群馬県	47.6%	2.5% ↗
埼玉県	51.1%	1.0% ↗
千葉県	47.9%	0.2% ↗
東京都	67.8%	2.9% ↗
神奈川県	51.7%	3.3% ↗
新潟県	53.7%	6.6% ↗
富山県	63.7%	1.3% ↗
石川県	49.7%	1.3% ↘
福井県	39.4%	0.4% ↗
山梨県	49.2%	0.6% ↗
長野県	48.4%	0.4% ↘
岐阜県	58.5%	1.0% ↗
静岡県	52.8%	1.9% ↗
愛知県	61.4%	5.0% ↗
三重県	48.2%	7.7% ↗

全国平均 55.2%

消防用設備等点検済表示制度推進に係る助成事業について

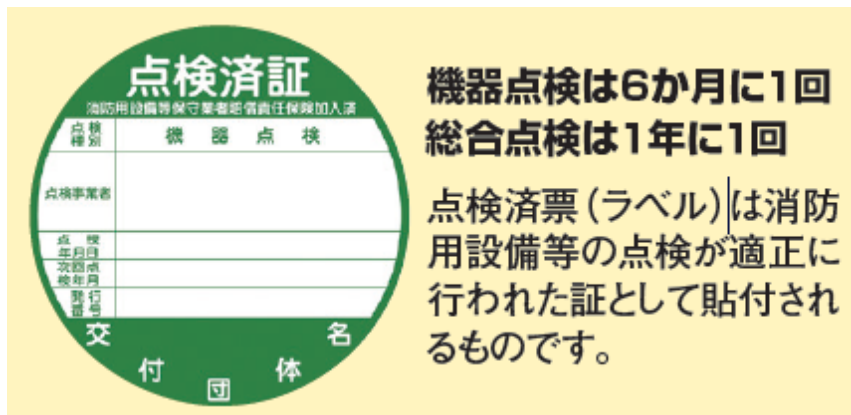
目 的

消防法第17条の3の3の「消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告」未実施の防火対象物関係者に対して、設備協会が消防本部または消防長会等と連携して消防用設備等の点検・報告の重要性・必要性について文書等により広報啓発・周知を行い、点検の実施及び結果の報告を促進することにより、消防用設備等点検報告率の向上へつなげることを目的として実施する事業に対し助成金を交付する。

助成金の交付先・使途及び助成額

助成金は、実施期間年度中に事業を実施した設備協会に交付する。
また、助成金の使途については、事業実施に伴い発生する諸経費（例：リーフレット等の印刷費や購入費、切手代等の通信運搬費等）とし、その額は1設備協会につき要した経費に関わらず上限を年間10万円とする。

（注）令和6年8月27日現在17都道府県消防設備協会協会申請中



消防用設備等の
点検・報告制度

2 - 3 消防防災研究助成金交付事業



消防防災研究助成金交付事業

■ 応募できる方

法人若しくは法人で構成される団体又はグループで消防防災に関する研究等の事業に積極的に取り組もうとする者

■ 助成金事業の対象

テーマ設定型

- ア 住宅又は小規模社会福祉施設の防火に寄与する消防防災用設備等の機器に関するもの
- イ 消防用設備等に係る点検の効率化等に資する技術又は経年劣化に対応する技術に関するもの
- ウ 情報通信技術を活用した消防防災用設備等に関するもの
- エ 消防防災用設備等の分野において社会課題・環境課題に対応した製品開発に関するもの

テーマ自由型

消防防災用設備等の分野において有効活用できる設備・機器で実用化できるもの

■ 助成金の額

令和6年度の総額は次表の範囲以内とする。

テーマ設定型	1,200万円
テーマ自由型	800万円

令和6年度の交付事業

【テーマ区分】自由形

【研究テーマ】

易操作性 1 号消火栓用化学消火ユニットの開発

【申請者】一般社団法人全国消防機器販売業協会

【助成金額】（単年度計画）

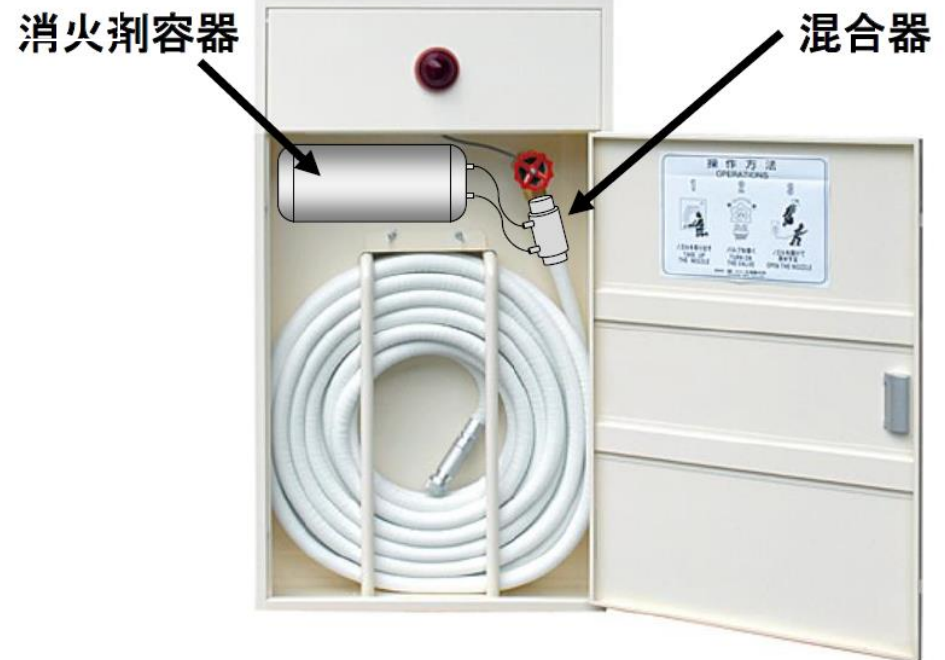
令和6年度

¥ 8,000,000-

研究概要

工場・倉庫等の難消火性物質による大規模火災のリスク低減を図ることを目的とし、既存の易操作性1号消火栓に対応できる、新型の消火能力向上用装置(化学消火ユニット)を開発する。

- ◇消火栓格納箱内に**消火剤混合器**および**消火剤容器**を収納
- ◇放射時に**濃縮型消火剤**が一定比率で混合・放射される



令和6年度の交付事業

【テーマ区分】設定形

【研究テーマ】

火災時の降下避難及び水災害時の上階避難を可能とする新たな垂直避難器具の研究・開発

【申請者】ナカ工業株式会社

【助成金額】（2か年度計画）

令和6年度 ￥8,000,000-
令和7年度（予定） ￥8,000,000-
助成申請合計額 ￥16,000,000-

研究概要

福祉施設における避難の実態調査をもとに、火災時には無電力で降下避難し、且つ、水害時には上階へ垂直避難を可能とする避難機器を試作・検証を行い、次年度以降の製品開発につなげる。



令和6年度の交付事業

【テーマ区分】設定形

【研究テーマ】

消防設備点検用加熱試験器(高温対応)の研究と開発

【申請者】アークリード株式会社

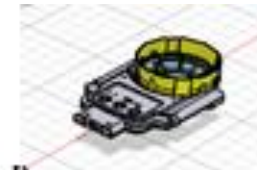
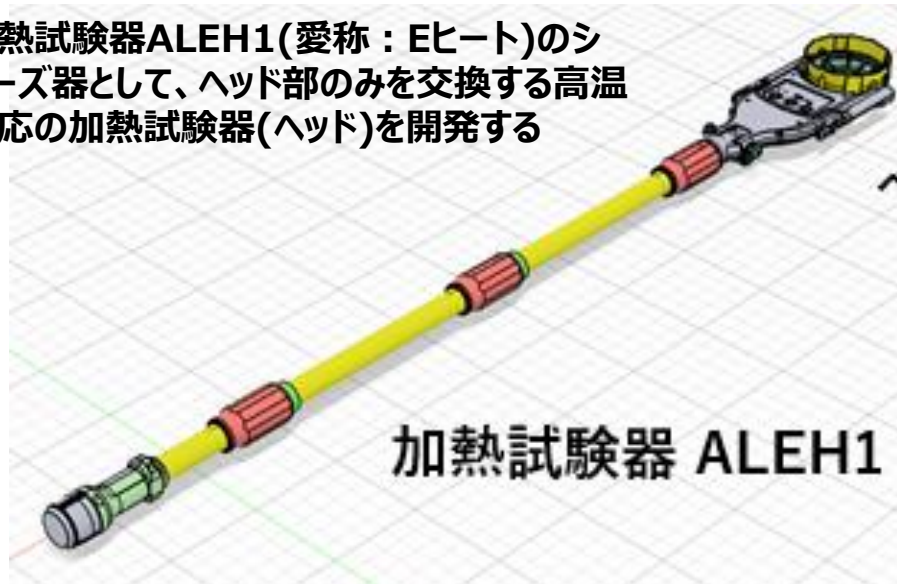
【助成金額】(単年度計画)

令和6年度 ￥4,000,000-

研究概要

現在、安全センター性能評定品の加熱試験器で高温タイプ(100℃～150℃)の定温式感知器を適切に点検できるものがないため、安全かつ信頼のおける高温対応の加熱試験器を開発する。

加熱試験器ALEH1(愛称：Eヒート)のシリーズ器として、ヘッド部のみを交換する高温対応の加熱試験器(ヘッド)を開発する

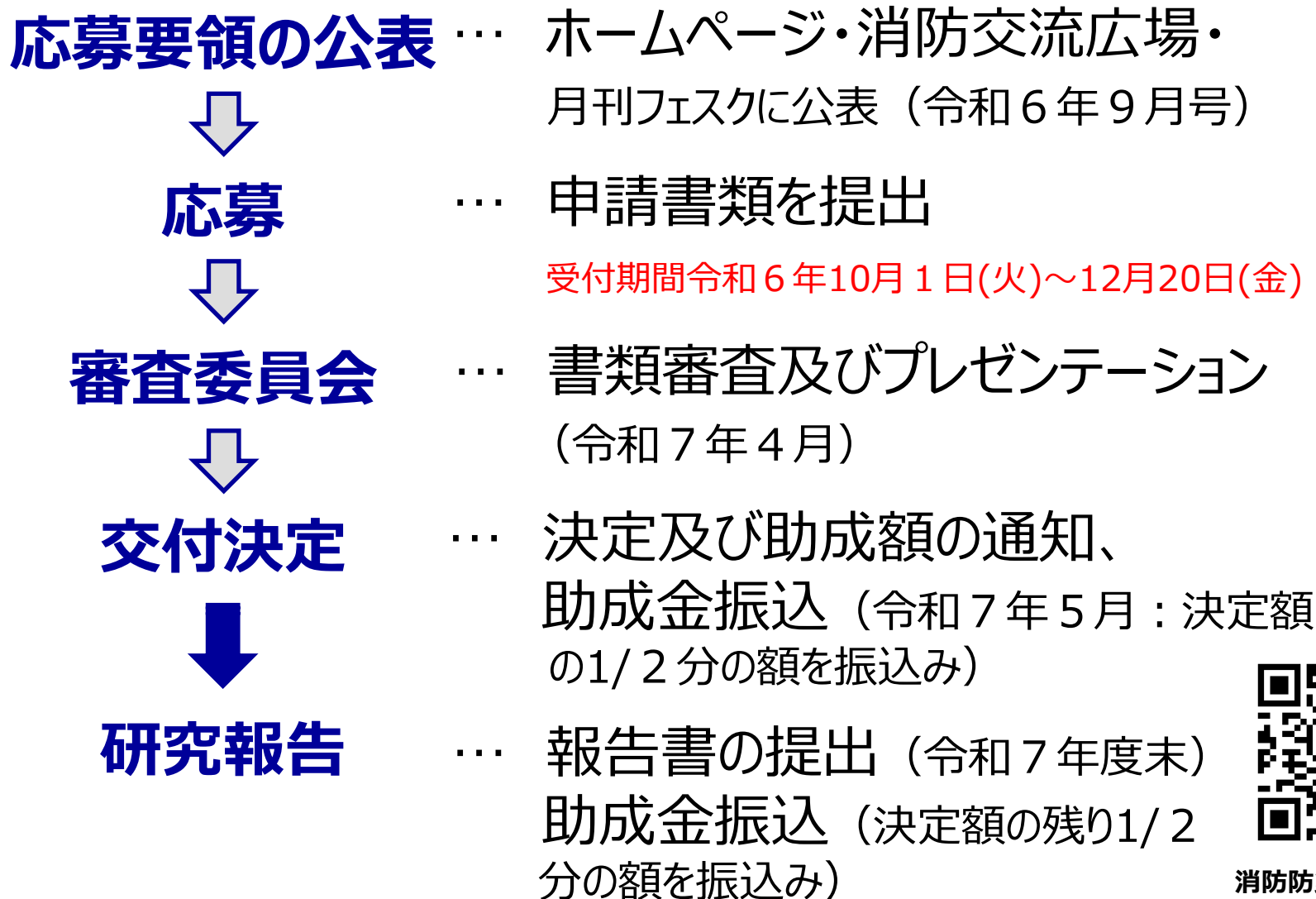


ヘッド交換方式

高温対応

加熱試験器ヘッド
(今回の開発対象)

令和 7 年度の応募から交付まで



2-4 違反是正支援事業

平成14年度より（一財）日本消防設備安全センター内に違反是正支援センターを設置し、次の事業を実施。

● 事業内容

- ①消防法令違反是正事例発表会（全国消防長会各支部 年1回）
- ②消防法令違反是正事例研究会（各都府県消防長会 年1回）
- ③消防用設備等講演会
- ④消防用設備等セミナー
- ⑤各種相談事業
- ⑥違反是正支援センターwebサイト運営（以下コンテンツの一例）
 - ・無料でDL可能な消防法に関するリーフレット掲載
 - ・月刊フェスク「違反是正」バックナンバー掲載
 - ・立入検査の教養シミュレーション動画（消防職員限定）
 - ・「違反是正の実務」動画（消防職員限定）

安全センターのHP
からアクセス可能



など



違反是正講演等動画配信事業（オンデマンド配信）

主催：一般財団法人 日本消防設備安全センター

後援：全国消防長会

講演内容		講演者
基調講演	1 「予防行政の動向」	総務省消防庁予防課
	2 「違反処理体制の構築と展開」	岡山市消防局
	3 「2時間30分で約200テナント実施する 繁華街の夜間無通告査察」	横浜市消防局
	4 「違反是正体制の強化 ～持続可能な組織づくり～」	新潟市消防局



違反是正講演等
動画配信事業

令和5年度消防法令違反是正事例発表会 事例発表動画（順不同）

夕張市消防本部、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部、志太広域事務組合志太消防本部、豊田市消防本部、福井市消防局、枚方寝屋川消防組合、仲多度南部消防組合消防本部、沖永良部与論地区広域事務組合消防本部

※ 配信期間中は、令和4年度違反是正事例発表動画（令和5年度配信事業）もご聴講いただけます。

配信期間	令和6年10月7日（月）～令和7年6月30日（月）
募集対象	消防職員 ※消防職員以外の方は聴講できません。
配信場所	安全センターホームページ内特設サイト
視聴方法	PC・タブレット・スマートフォン等の インターネット端末
参加費	無料 ※通信料は、ご自身の負担となります。

【聴講方法】

安全センターホームページから登録

聴講希望登録は令和6年9月26日（木）10:00か
ら令和7年6月22日（日）まで申込み可能

配信及び聴講要領については、登録者に対し個別にメールにて送付

配信期間中いつでも聴講可能

2－5 消防防災に関する国際協力

- 無償・有償資金協力、技術協力
- ISO/TC21、消防機器の海外展開の推進
- 海外消防情報センター運営支援

ベトナム国消防・救助能力強化事業(ODA)

- ベトナム国における消防・救助能力向上に関するニーズ

資機材
(車両等)

日本製を調達

訓練
センター

ベトナム企業が建設

消防技術教育
プログラム

JICAが担当

円借款事業
(総事業費約178億円)

技術協力事業

- ベトナム国における現状・課題およびニーズの調査結果に基づき事業内容を提言
(準備調査を安全センターが担当、実施)
- 円借款事業の詳細設計・コンサルティングの受注・実施を目指す



2-6 消防防災に関する調査研究

消防防災の専門調査機関として、実践的・具体的なテーマについての調査研究を実施



消防用設備等 経年劣化等に対応した点検方法等の検討

消防用設備等の経年劣化等を踏まえた点検方法や技術基準について検討

結果は点検要領に反映

【最近の検討事例①】自家発電設備の負荷運転

検討資料：日本内燃力発電設備協会が、経年劣化調査事業の成果を基に、負荷運転に代わる新たな点検方法について発信

検討内容：分解整備等による新たな点検を行うことにより発電機能を維持できることをデータ分析で確認

負担の大きい負荷運転と新たな点検を選択できるようにすべきと提言



平成30年 6月 1日消防庁告示12号

「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」を一部改正

平成30年 6月 1日消防予第372号予防課長通知

「消防用設備等の試験基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部改正する件の交付について」

平成30年 6月 1日消防予第373号予防課長通知

「消防用設備等の点検要領の一部改正について」

【最近の検討事例②】泡消火設備に使用する泡消火薬剤

検討資料：一部の泡消火薬剤の国際的な使用禁止の状況から、日本消火装置工業会に泡消火薬剤の経年劣化試験を委託、データを分析

検討内容：検討会結果及び試験データより、消防用設備点検時（機器点検・総合点検）に泡消火薬剤の外部放出を抑えるための点検方法を提言

- ① 泡消火設備の一斉開放弁・フォームヘッド・配管等の点検方法の見直し
- ② 泡消火設備の経年劣化状況を踏まえた泡放射試験の見直し（代替の点検方法の導入を含む）



令和 3年 5月 24日消防庁告示 6号

「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」を一部改正

令和 3年 5月 24日消防予第 220号予防課長通知

「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部改正する件の公布について」

令和 3年 5月 27日消防予第 270号予防課長通知

「消防用設備等の点検要領の一部改正について」

保形ホースの経年劣化試験業務

- 消防用ホースは製造年から10年以降に耐圧試験を行い、異常のあるホースは交換することとされているが、点検基準において保形ホースは対象外で点検が実施されない。
- 保形ホースの経年劣化に伴う物性・性能の変化について検証を行い、一定条件、一定期間であれば製造メーカーに依らず同様な劣化傾向になることを数値等客観的な証拠に基づき把握する。

実施機関

一般社団法人日本消防ホース工業会

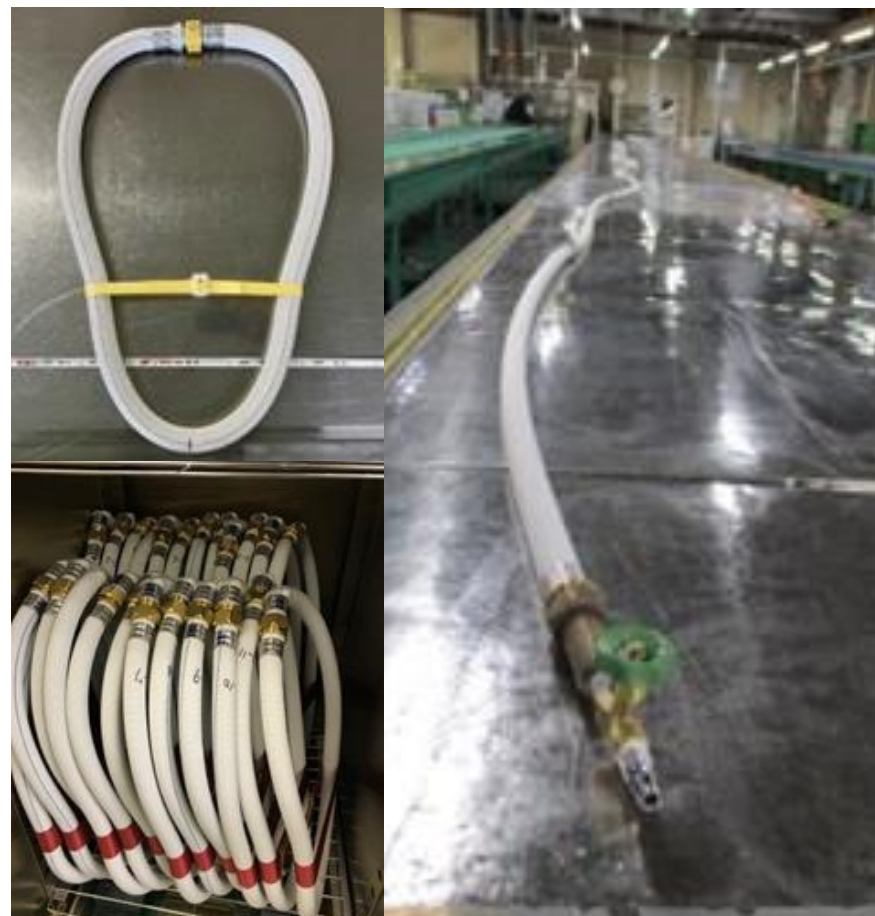
試験期間 令和5～6年

試験検証方法

加熱促進試験アレニウス則に基づき、保形ホース4種以上について設置後30年相当までの劣化促進試験を実施する。

加熱促進試験を実施した試験体を用い、消防用ホースの技術上の規格を定める省令に準じた性能試験を別に定める試験手順に基づき実施する。

試験結果から経年劣化による性能への影響を検証する。



各種点検におけるデジタル技術の活用に向けて

消防庁では、令和4年度、5年度と各種点検に係る新たな技術を公募し、学識経験者等で構成された「火災予防分野における点検技術評価会議」を設置し、点検基準に対する適合性の評価を実施しており、令和5年10月6日には「設備点検要領」「防対点検要領」「防災点検要領」を改正し、通知した。

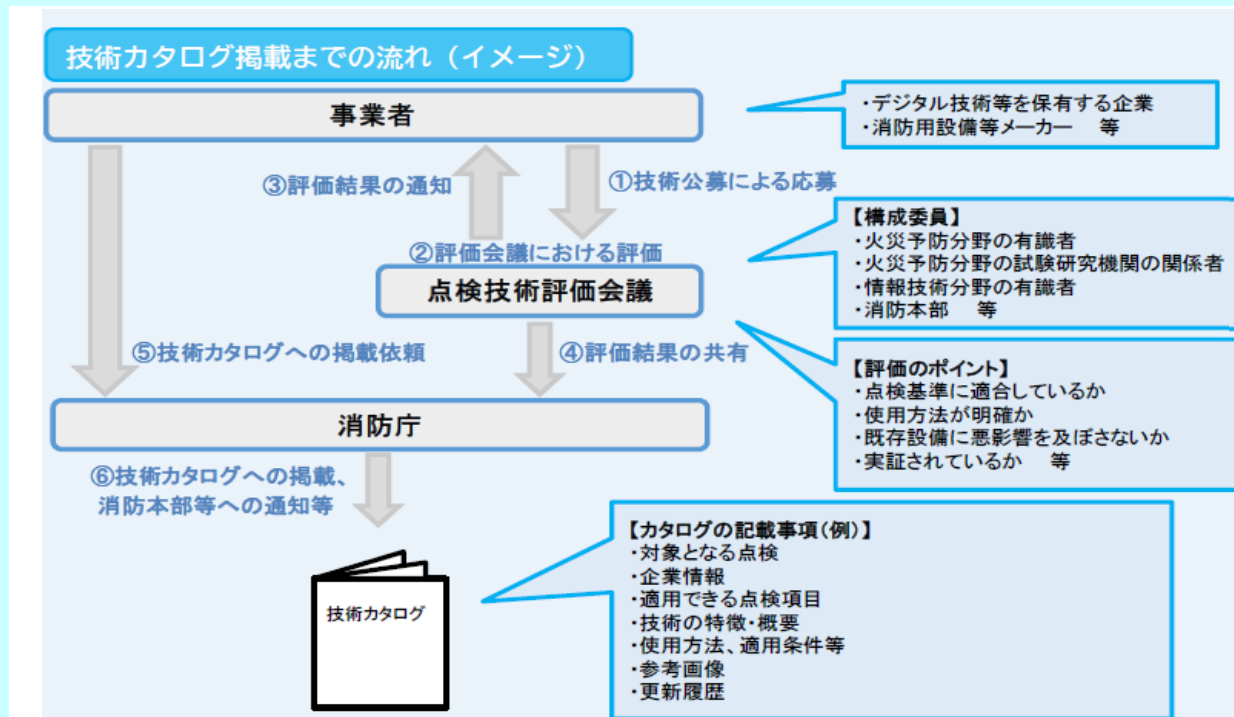
「設備点検要領」の一部改正

「点検要領に掲げる点検方法と同等以上の効果を有すると認められる場合には、**新たな技術等を用いた点検方法**によることができる」旨追加

「防対点検要領」「防災点検要領」の一部改正

「立会いについては現地に臨場することに限るものではなく、コミュニケーションツール等を利用による遠隔地からの立会いも許容されること」
「目視又は聴取により確認することとされている点検方法については、それぞれ現地での目視又は対面での聴取に限るものではなく、判定に定める事項を適切に判定できる**その他の方法**も許容されること」

「新たな技術等を用いた点検方法」「その他の方法」の具体的な検討については別途通知する。



消防用設備等の定期点検における新技術等の導入のための実証実験等業務

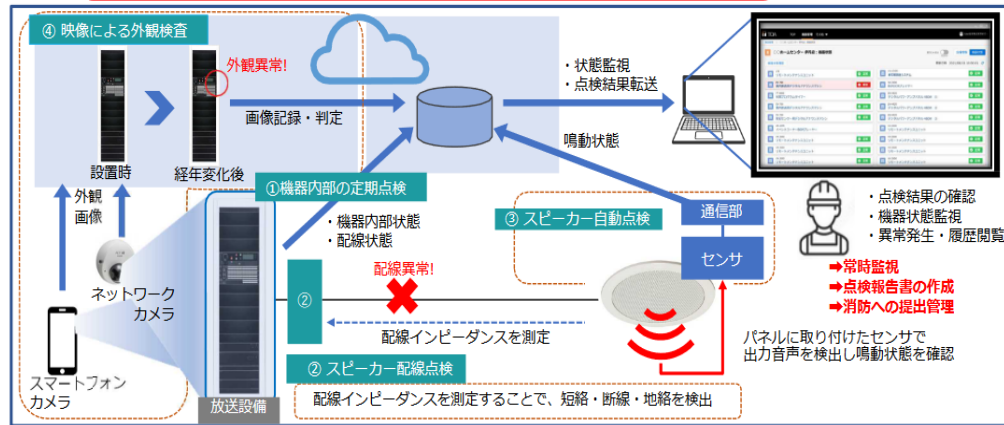
令和4年度の公募技術の中から、安全センターでは消防庁からの受託業務として、非常警報設備（放送設備）の点検技術であるTOA株式会社の「リモートメンテナンスサービス」の①～④のうち、「③スピーカー自動点検」、「④映像による外観検査」の技術を対象として令和5年度に実証実験を行った。

令和4年度応募技術（TOA株式会社：非常警報設備）

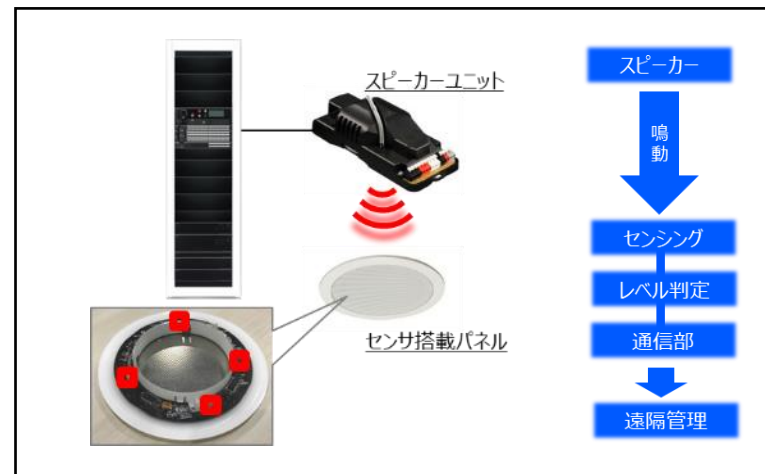
非常警報設備（放送設備）において各点検機能による状態監視が可能、『リモートメンテナンスサービス』を提案。

リモートメンテナンスサービス

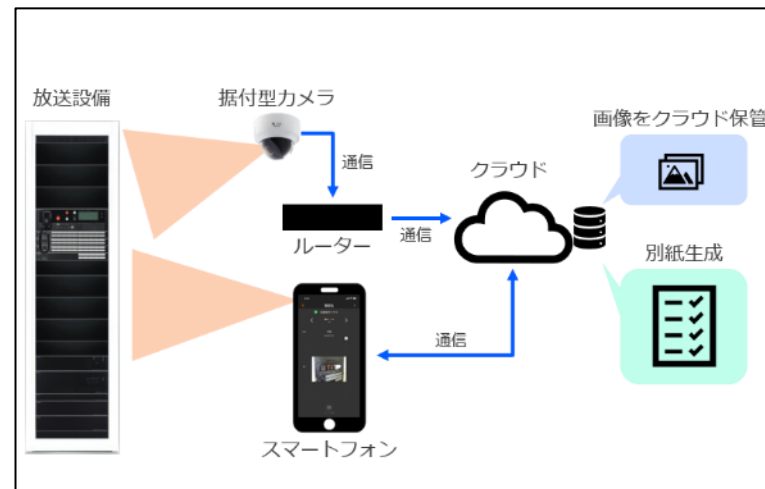
- | | |
|------------|---|
| ①機器内部の定期点検 | 定期点検機能による機器故障検出、クラウド管理（総合点検、バッテリー、電源異常など） |
| ②スピーカー配線点検 | スピーカー配線のインピーダンス測定により短絡、断線、地絡を検出（※EN54-16対応機器にて実績あり） |
| ③スピーカー自動点検 | センサー付きスピーカーパネルによる自動点検（※研究開発中） |
| ④映像による外観検査 | カメラセンシングにより設置時点からの外観変化を記録、リモートでの判定外観変化を抽出する「AIアシスト機能」（※研究開発中） |



上記のとおり応募のあった①～④の技術のうち、③・④について実証実験を実施する。



「スピーカー自動点検」の概要



「映像による外観検査」の概要

2-7 消防関係図書の発行

消防法令や知識・技術の習得に役立つ刊行物として、消防設備六法、消防設備士受験準備講習等各種講習テキスト、消防用設備等及び防火対象物等の点検を行う際の実務書等、消防防災関係者のための参考図書を発行



オンラインショップ
から購入可



刊 行 物
オンラインショップ

2-8 月刊フェスク・メールマガジン

Web情報誌「月刊フェスク」は安全センターホームページより閲覧いただけます。

「日本消防設備安全センターメールマガジン」
(毎月25日頃発信)でその時々話題・
情報を皆様にお知らせしています。

月刊フェスク閲覧サイト	メールマガジン登録サイト
https://www.fesc.or.jp/monthly-fesc/#/	https://bvam003.am.arara.com/fescmail/subscribe.php
	
	

日本消防設備安全センターメールマガジン(7月25日)

本メールは、当センターが開催する講習会やイベントにご参加いただいた方、旧「消防交流広場」の会員様、また当センター職員がお客をいただいた方にお送りしています。

日本消防設備安全センターメールマガジンの配信にあたり

これまで消防交流広場のメール配信機能により毎月、月刊フェスク発行時等にお知らせメールを配信させていただいておりましたが、この度、安全性と配信性等の機能向上を図ったメール配信システムを再構築し、日本消防設備安全センターのその時、その時の話題・情報を皆様にお知らせさせていただくこととなりました。

今回は、その第1号となります。また、今後は皆様からの声をお聞かせいただく機会も設けて参りますので、月刊フェスクのみならず当センター業務についてのご意見・ご要望等も是非お送りくださいと存じます。

今後とも、日本の消防・防災・予防に貢献して参りますので、月刊フェスク・当センターともどもよろしくお願い申し上げます。

日本消防設備安全センター 理事長 西藤 公司

「令和6年度版消防設備六法」「電気と機械の基礎知識」の販売開始のお知らせ

「電気と機械の基礎知識」の新版の発売を6月3日より、「令和6年度版消防設備六法」の販売を6月26日より開始しました。安全センターオンラインショップで購入することができます。

注目記事ピックアップ

安全功労者表彰受賞のお知らせ

令和6年度安全功労者内閣総理大臣表彰
第1団体は受賞
安全功労者内閣総理大臣表彰式
日時：令和6年7月1日(月)11:30~1:45
場所：総理大臣官邸大ホール
受賞者：(公社)相模原市防災協会

令和6年度安全功労者総務大臣表彰
1個人と団体は受賞
安全功労者総務大臣表彰式
日時：令和6年7月10日(水)13:30~14:00
場所：総務省講堂
受賞者：個人 森 茂 氏(一社)北海道消防設備協会 理事
団体 (一財)静岡県消防設備協会(静岡県)、四谷防火管理研究会(東京都)

安全功労者内閣総理大臣表彰受賞

安全功労者総務大臣表彰受賞

消防・防災関係機関のための最新情報誌

月刊フェスク

Fire Equipment & Safety Center of Japan

8 2024



注目記事

相似則を活用した火災の再現実験と火災防止技術の開発

消防のうごき

令和6年度半島地震後の福島市大規模火災について

月刊フェスク

8 2024 (514号)

目次

2 **相似則を活用した火災の再現実験と火災防止技術の開発**
——福島県消防大学大学院工学研究科 斎藤 中尉 ほか

10 **令和6年度半島地震後の福島市大規模火災について**
——消防庁消防研究所センター 消防研究所大規模火災研究室 斎藤 中尉 ほか

16 **第8回予防業務優秀事例表彰式の開催**
——消防庁予防課 斎藤 中尉 ほか

18 **「住宅における電気火災に係る防火安全対策検討会報告書」の概要について**
——消防庁予防課 斎藤 中尉 ほか

22 **「第39回防災ポスターコンクール」入選作品決定**
——内閣府(防災担当) 斎藤 中尉 ほか

26 **令和6年度消防防災研究助成金の交付事業について**
——消防庁消防大学大学院工学研究科 斎藤 中尉 ほか

28 **消防設備業界における人材不足対策協議会(3) 能力ある労働・雇用・適正な受注を考える**
——一般社団法人全国消防設備技術協議会 斎藤 中尉 ほか

36 **韓国、台湾と日本の大規模物流倉庫火災とその対策の現状(1)**
——消防庁消防大学大学院工学研究科 斎藤 中尉 ほか

42 **湖南広域消防局の査察・違反処理の取組みについて ～査察体制の整備～**
——湖南広域消防局 八幡 中尉 ほか

47 **車内温度の上昇がもたらす危険性について ～熱中症を防ぐために～**
——京都府消防局 八幡 中尉 ほか

50 **エッセイ 災害現場と連絡**
——災害救助隊の代表者 斎藤 中尉 ほか

54 **CASE03 物品販売店舗 / CASE04 飲食店**
——「月刊フェスク」編集室 斎藤 中尉 ほか

56 **消防用設備等の点検が未報告の共同住宅に対する是正措置について**
——消防庁消防大学大学院工学研究科 斎藤 中尉 ほか

60 **告発事例の紹介と違反処理の効果について**
——東京消防庁 斎藤 中尉 ほか

65 **釣り用電動リールのバッテリー配線部から出火し、リコール対象となった火災の調査事例**
——大崎消防研究所 斎藤 中尉 ほか

70 **トピックス**
——一般社団法人全国消防設備技術協議会 斎藤 中尉 ほか

72 **令和6年度安全功労者総務大臣表彰式**
——消防庁予防課 斎藤 中尉 ほか

73 **令和6年度安全功労者内閣総理大臣表彰式**
——消防庁予防課 斎藤 中尉 ほか

74 **令和6年度安全功労者総務大臣表彰式**
——消防庁予防課 斎藤 中尉 ほか

75 **令和6年度安全功労者内閣総理大臣表彰式**
——消防庁予防課 斎藤 中尉 ほか

76 **令和6年度安全功労者総務大臣表彰式**
——消防庁予防課 斎藤 中尉 ほか

77 **令和6年度安全功労者内閣総理大臣表彰式**
——消防庁予防課 斎藤 中尉 ほか

78 **令和6年度安全功労者総務大臣表彰式**
——消防庁予防課 斎藤 中尉 ほか

79 **令和6年度安全功労者内閣総理大臣表彰式**
——消防庁予防課 斎藤 中尉 ほか

80 **令和6年度安全功労者総務大臣表彰式**
——消防庁予防課 斎藤 中尉 ほか

81 **令和6年度安全功労者内閣総理大臣表彰式**
——消防庁予防課 斎藤 中尉 ほか

82 **令和6年度安全功労者総務大臣表彰式**
——消防庁予防課 斎藤 中尉 ほか

83 **令和6年度安全功労者内閣総理大臣表彰式**
——消防庁予防課 斎藤 中尉 ほか

84 **令和6年度安全功労者総務大臣表彰式**
——消防庁予防課 斎藤 中尉 ほか

2-9 業務の適正化・関係機関との連携

日本消防設備安全センターでは、関係機関と連携し、業界が抱える課題等について検討を実施している。

令和6年度は「消防設備業界における人手不足対策」をテーマとした座談会を開催、検討結果を「月刊フェスク」より情報発信している。

消防設備業界における人手不足対策座談会

日 時：令和6年4月8日（月）13時00分～

場 所：安全センター 大会議室

参加者：臼井 潔 （一社）全国消防機器販売業協会 理事長

白石 暢彦 【開催当時】危険物保安技術協会 理事
(前消防庁予防課長)

鈴木 文三 (一財)静岡県消防設備協会 理事長

堀川 正弘 東京都消防設備協同組合 理事長

八木 啓之 (一社)京都消防設備協会 理事

平口 愛一郎 (一財)日本消防設備安全センター 専務理事

テーマ：消防設備業界の人材不足問題を考える

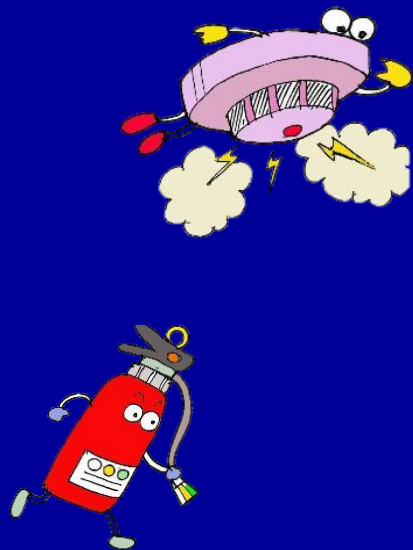
高齢者・外国人労働者雇用を考える

新卒採用から中途採用へのシフト、派遣活用を考える

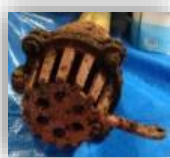
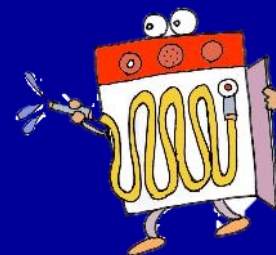
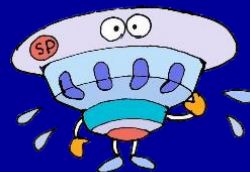
魅力ある労働・雇用、適正な受注を考える

これからの消防設備点検のあり方を考える





終



今後も、安全センターの取り組みにご理解とご協力をお願い申し上げます。